

建設業退職金共済契約解除申請書

平成 24 年 5 月 1 日

建設業退職金共済事業本部 殿

* 申出人欄については、共済契約者(事業主)が死亡・失踪等により不在である場合、その相続人が申出人となり解除申請することが出来ます。
また、解除事由が解散・倒産廃業等の場合は、清算人又は破産管財人が申出人となり解除申請することが出来ます。

共済契約者番号が重複している場合、契約日が新しい共済契約者番号を記入してください。

共済契約者番号

申請者 住所 名称・代表者名	〒 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> - <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/>	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	東京都豊島区東池袋1-24-1	住所
	建設工業株式会社 代表取締役 建設 太郎 印	名称(氏名) 印
	電話番号 03 (6731) 2849	契約者との関係
	電話番号 (<input type="text"/>) <input type="text"/> <input type="text"/>	電話番号 (<input type="text"/>) <input type="text"/> <input type="text"/>

共済契約者証は、必ず返却してください。

建設業退職金共済契約を下記事由により「共済契約者証」を添えて解除申請いたします。

該当する解除事由欄に○を付けて、必要事項をご記入ください。

- (注1) 解除事由が4のときで、事業譲渡先等が建退共の共済契約者である場合、その事業所の共済契約者番号、共済契約者名をご記入下さい。
- (注2) 解除事由が6で引き続き建退共制度を継続される場合は、中小企業から大手企業になったときは「特別共済契約」を、大手企業から中小企業になったときは一般の「共済契約」を新たに締結して頂く必要がありますので、予め支部の窓口で加入手続きをお取りいただき、新しい共済契約者番号をご記入のうえ解除申請手続きをお願いいたします。

退職した被共済者を除く、現在在職している被共済者の人数を記入してください。

解除事由	提出書類
<input type="checkbox"/> 1. 解散・倒産廃業となった	申出人による申請の場合のみ 共済契約者との関係を証明する書類(戸籍謄本、破産管財人選任書など)
<input type="radio"/> 2. 他の退職金制度へ切り替えたなど 被共済者数 1 人	被共済者3/4以上の同意書(様式第016号)
<input type="checkbox"/> 3. 掛金納付の継続が困難となった	掛金の納付を継続することが著しく困難であることの厚生労働大臣の認定書

被共済者が0人の場合は、「建設業退職金共済契約解除同意書」(様式第016号)は必要ございません。

解除事由	共済契約者番号	共済契約者名
<input type="checkbox"/> 4. 合併・事業譲渡のため	—	
<input type="checkbox"/> 5. 共済契約者番号が重複しているため	—	
<input type="checkbox"/> * 6. 中小(大手)企業でなくなったため	—	

* 大手企業とは、常時雇用する従業員が300人を超え、かつ資本金が3億円を超える企業となります。

共済契約日が古い共済契約者番号を記入してください。

合併・事業譲渡先が共済契約者である場合、その契約者番号と契約者名を記入してください。